説明会での意見と回答

参考資料１－１

No.	分類	意見分類	意見の内容	回答	①「計画に反映する意見」 ②「計画に含まれている内容」 ③「参考とする意見」	
1	流域治水に関する意見	河川整備・遊水地・ダム	・谷田川流域の鏡石町・矢吹町・玉川村の遊水地の進捗状況を教えてほしい。また、遊水地が機能するとどの程度の効果が見込まれるかを示してほしい。	・現在、令和15年度の完成に向けて各種調査、設計等を進めているところであり、令和６年度から一部工事に着手しています。用地協議・補償は令和8年6月末時点で、全体の約65%が完了しています。 ・河道掘削と遊水地の整備効果を合わせることで、阿久津地点において約1.0mの水位低下効果を見込んでおります。	③	
2	流域治水に関する意見	関係機関連携・官民連携	・避難行動要支援者で自治会・民生委員の役割はないのか。	・住民の方の御支援が必要です。町内会長や民生委員の役割を追記いたします。	①	逢瀬川P45 谷田川P42
3	維持管理に関する意見	土砂撤去・樹木管理	・谷田川上流域の土砂流出を防ぐための森林管理をすべきである。	・谷田川上流域の維持管理は維持管理は適切に実施していきたいと考えております。	③	
4	流域治水に関する意見	その他	・土砂流出の危険性がある場所に産業廃棄物処理施設をつくる計画は出水時に下流域の環境を大きく損なう可能性があるのではないか。	・特定都市河川および特定都市河川流域に指定され、流域における開発や造成は、雨水貯留施設を作らなければならないという許可制度となっております。規制を踏まえながら、土地利用を確認してまいります。	③	
5	浸水対策に関する意見	内水対策	・第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項に記載のある下水道整備は、未整備区間に対して新しく下水道を整備するということか。	・既存事業に加え、流域水害対策計画へ位置づけたものがあります。具体的な中身については今後検討していく予定です。	②	
6	流域治水に関する意見	計画目標・内容	・計画対象降雨の考え方について、過去に48時間700mmの雨が降った地域があったが、24時間175.1mmの降雨設定で十分なのか。	・全国的に気候変動により降雨量が1.1倍となる想定のもと計画を進めております。 ・計画以上の降雨量が発生したときのためにも常日頃からの維持管理を進めていきたいと考えております。	②	
7	流域治水に関する意見	流域対策	・雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関して、金額等の情報を教えていただきたい。 ・市の雨水活用補助金制度に関して、今までより降雨量が増加しているのに制度の見直しは必要ないのか。	・民間事業者等が雨水貯留施設整備をする場合の認定制度については、一定規模以上の貯留施設でなければ認定を受けることができません。また、貯留機能を持つ施設を作る際は、認定計画を策定する必要があります。 ・現時点で補助制度の見直し予定はございません。	②	
8	維持管理に関する意見	土砂撤去・樹木管理	・上流部の土砂堆積の整備を進めていただきたい。特に田村公民館付近でL字に流れているところは土砂が堆積しやすいので、整備をしていただきたい。 ・田村神社や山中集会所付近等の地盤が低く度々浸水被害が発生する場所を地盤を上げるような対策も必要なのではないか。	・現在上流区間の整備を進めているところです。田村公民館裏のL字になっている箇所は、川の形をなだらかにする計画です。 ・河川管理者は、川の水を安全に流すことを考えて事業を進めております。地盤を上げる事業は現在のところ考えておりません。	③	
9	流域治水に関する意見	計画目標・内容	・計画対象降雨の考え方で、24時間雨量175mmというのは前後の降雨量については考えなくてよいのか。 ・24時間175mm以上の雨は降らないという設定だと、氾濫量が過小評価になっているのではないか。 ・黒石川に降った雨だけではなく、阿武隈川のバックウォーターの影響を考えなくてよいのか。	・計画降雨は降り始めから降り終わりまで、24時間で175mmと設定しております。 ・降雨量のピーク時に溢れる計算をしており、ピークが大きい波形が氾濫量に影響します。シミュレーションの結果、氾濫量が最大となる降雨波形を採用しております。	②	
10	流域治水に関する意見	計画目標・内容	・計画対象降雨の設定における浸水解析結果の浸水面積は、外水氾濫のみの対象か。	・この浸水解析は外水氾濫、内水氾濫どちらも考慮しております。	②	
11	維持管理に関する意見	施設管理（河道・排水機場）	・谷田川流域のハード整備前後で都市浸水想定を比較すると、左岸側の中央工業団地の改善は顕著だが、右岸側の整備はないのか。	・右岸側は農地が多く、住宅や事業所は床上浸水にならないことをシミュレーション上、確認しております。	②	
12	流域治水に関する意見	計画目標・内容	・計画対象降雨に関して、気候変動を考慮した規模として②昭和61年洪水規模×1.1とされていますが、③令和元年東日本台風に対しては1.1倍にならないのか。	・平成23年以降の降雨はすでに気候変動を受けているとされております。	②	

No.	分類	意見分類	意見の内容	回答	①「計画に反映する意見」 ②「計画に含まれている内容」 ③「参考とする意見」	
13	維持管理に関する意見	施設管理（河道・排水機場）	・谷田川流域のハード整備前後の都市浸水想定を比較すると、黒石川の浸水が変わっていないようですが、黒石川の整備は考えられていないのか。	・現在は谷田川の河川整備を進めているところであり、黒石川の改修事業は見込んでおりません。	③	
14	流域治水に関する意見	その他	・貯留機能保全地域は、指定すると土砂災害区域のように開発が規制されることはあるのか。	・貯留機能保全地域に同意を得られて指定した場合、現在の土地利用を維持することはできますが、新たに盛土をするようなもともと貯留できていた地形を改変するときは届け出が必要となります。	②	
15	流域治水に関する意見	流域対策	・流域水害対策計画（素案）には雨水貯留施設の必要性が示されているにもかかわらず、計画への位置付けが不十分である。行政による貯留施設整備を明確に示して欲しい。また公聴会を実施して住民意見を反映すべきではないか。	・流域水害対策計画（素案）では、内水氾濫対策として調整池3箇所の整備および下水道整備を位置付けております。なお、今後、新たな貯留施設計画が具体化した場合には、計画変更を行い、必要に応じて計画へ追加してまいります。 公聴会に関しては、今回の説明会を住民の意見を聞く機会として開催しております。	②	
16	流域治水に関する意見	計画目標・内容	・計画降雨の総雨量が令和元年東日本台風の実績総雨量よりも小さいのに、シミュレーション上、浸水面積や氾濫量が大きく算定される理由を説明してほしい。	・総雨量ではなく、河川への負荷が最も大きくなる降雨パターン（ピーク雨量）を考慮して設定しております。また、短時間に降雨が集中した場合は河川への流出量が増大するため、総雨量が小さくても浸水面積や氾濫量が大きくなる場合があります。	①	逢瀬川P22 谷田川P20
17	流域治水に関する意見	計画目標・内容	・河川整備・下水道整備以外に必要な64万㎥分の対策について具体的な目標値を示してほしい。また、現在推進中の対策、検討段階の対策について具体的に教えてほしい。	・田んぼダム等の効果については現在検証を進めており、現時点では対策ごとの貯留量をお示しできません。なお、今後、効果が確認された段階で計画へ反映する予定です。 また、現在推進している対策は、田んぼダムと排水ポンプ車整備であり、ため池活用や住まい方の工夫については、引き続き検討を進めております。	②	
18	流域治水に関する意見	流域対策	・旧豊田浄水場貯水池を雨水貯留浸透施設として活用すべきなのではないか。	・旧豊田浄水場貯水池については、現時点で利活用方針が決定しておらず、現在、関係機関による利活用調整会議において検討を進めております。	③	
19	施設整備に関する意見	河川整備・遊水地・ダム	・阿武隈川での河道掘削や遊水地整備の進捗状況について教えて欲しい。	・令和７年３月末時点では、全体計画約230万m3のうち、郡山市街地から下流の約170万m3（約8割）の掘削を完了しています。令和７年度から郡山市市街地より上流（須賀川地区）の掘削を実施しております。 ・遊水地については、現在、令和15年度の完成に向けて各種調査、設計等を進めているところであり、令和６年度から一部工事に着手しています。用地協議・補償は令和8年6月末時点で、全体の約65%が完了しています。	②	
20	維持管理に関する意見	施設管理（河道・排水機場）	・ポンプ施設の操作に関する事項について、樋門・樋管についても計画に反映して欲しい。	・樋門の操作に関する記載を追記いたします。	①	逢瀬川P39 谷田川P37
21	維持管理に関する意見	土砂撤去・樹木管理	・河道掘削完了後に土砂堆積や中州の形成が見られるが、今後は掘削はしないのか、それとも計画的に維持掘削を実施するのか教えて欲しい。	・定期的にモニタリンを実施しており、流下能力に支障が生じると判断した場合は、維持管理として再度掘削を実施してまいります。	②	
22	流域治水に関する意見	流域対策	・大和川流域や長野県の事例を参考に、学校や公共施設を活用した雨水貯留施設を郡山市でも積極的に整備すべきではないか。	・大和川流域の先進事例は把握しております。市では一部小学校における校庭地下等の雨水貯留・浸透施設の導入を検討しており、今後、公共施設等も含めた雨水貯留対策を進めてまいります。	③	

※オレンジ色着色は、計画に反映した意見

逢瀬川流域水害対策計画（素案）に対する県民意見一覧

参考資料１－２

※オレンジ色着色は、計画に反映した意見

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
1	全体	**パブリックコメント（意見募集）の進め方への疑義** 募集締め切り日のわずか5日前（7月16日）に説明会を開催するのは誠意がない。 説明会から締め切りまでの期間が短く、住民の意見を反映させる意思が感じられない。	御意見ありがとうございます。 本計画のパブリック・コメント及び説明会については、6月19日付けで流域内の各町内会でのチラシ回覧や、県及び市のホームページ掲載による周知を行い、１か月程度の意見募集期間を確保していたことに加え、説明会でも御意見を伺うこととしていたことから、お住まいの皆様からの御意見を十分いただくことが可能と考えておりました。 今後、説明会を開催する際は、関係機関と調整のうえ、最適な開催時期を検討してまいります。
2	全体	**パブリックコメント（意見募集）の進め方への疑義** 説明会で配布された資料に、最も重要な「現状の課題（16ページ）」の説明資料が欠落しており、説明に不備があった。	御意見ありがとうございます。 素案16ページに記載しているように、本流域では、下流部において、沿川まで家屋が連たんしており、河川の拡幅といった抜本的な河川改修が困難な状況であり、流域全体での雨水貯留浸透施設の整備などの「ためる（洪水を貯留する）」対策が必要であることが課題だと認識しております。 今後は、より丁寧な説明資料作成に努めてまいります。
3	全体	**計画素案に対する反対意見** 河川管理者や下水道管理者が行う具体的な解決方法の記載はなく、逢瀬川の流域の地域住民の憲法で保障された財産権を侵害する土地利用の制約を設けることを先行することから反対する。	御意見ありがとうございます。 本計画は、気候変動による降雨量の増加を見据え、河川や下水道のハード整備を加速するとともに、流域全体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる「流域治水」を推進するものです。 逢瀬川のハード整備については、気候変動を踏まえた降雨（計画対象降雨）に対して、沿川の土地の遊水・貯留機能の保全を考慮し、現行の阿武隈川水系郡山圏域河川整備計画に基づく整備及び阿武隈川本川の整備（河道掘削や遊水地群の整備）が完了すれば、河川からの氾濫による浸水被害を軽減できることから、現行の河川整備計画の整備内容を本計画に位置付けております。 また、流域全体での「ためる（洪水を貯留する）」対策の必要性を認識しており、今後、協議会において、雨水浸透貯留施設の技術的な設置可能性や設置による効果を検討してまいります。 なお、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定にあたっては、地域の意見を丁寧に聞きながら、関係者の意向を踏まえるとともに、土地所有者の同意を得た上で、法に基づき手続きを進めてまいります。
4	全体	**公聴会の開催および行政不服審査会の開催要求** 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、住民の意見を反映させる法的拘束力を確保し、将来の水害時の責任所在を明確にするため、公聴会を開催すべき。 住民参加や公聴会を経ずに計画を施行する場合は、行政不服審査法に基づく審査会を開催すべき。	御意見ありがとうございます。 公聴会とは、重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する場合に、利害関係者、学識経験者等から意見を聴くために開く会合をいいます。 今回の説明会は、本計画の説明を行う場ですが、計画への反映を目的として、御参加いただいた皆様の御意見を聴くことも併せて行っておりますので、公聴会に準じていると考えております。
5	全体（P28～P30）	**旧豊田貯水池の雨水貯留施設としての利活用** 開成山排水区（382ha）の雨水を一時貯留し、逢瀬川への急激な放流を抑制するため、市有地である「旧豊田貯水池」を雨水貯留施設（貯留能力12万㎥、1m掘削で200,000㎥）として活用すべき。 住民から再三要望しているにもかかわらず、素案に反映されていない。 旧豊田貯水池を洪水調整池に活用することが見送られた経緯について、住民説明会を開催すべき。	御意見ありがとうございます。 旧豊田貯水池の利活用につきましては、開成山排水区における雨水流出抑制の観点から貴重なご提案として受け止めておりますが、跡地利用の方針が決まっていない状況であります。 このことから、「郡山市旧豊田貯水池利活用検討推進本部会議」と本要望について共有させていただきます。

※オレンジ色着色は、計画に反映した意見

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
6	全体（P27,P32）	**流域内の公共施設や民間地地下等を利用した雨水貯留施設の整備** 住民に土地利用制約を課す前に、行政（国・県・市）が連携して以下の場所に雨水貯留施設を整備すべき。 ①福島県合同庁舎跡地の地下 ②公立学校の校庭の地下（校庭貯留） ③大型民間施設（ザ・モール郡山店、太田西ノ内病院、ヨークパーク、パラマウントガラス跡地）の駐車場地下 ④開成山体育館や開成山公園の地下 東日本台風から７年経過しているが、未だに「検討する」「努める」では、甚だ不十分。	御意見ありがとうございます。 河川への急激な雨水流出を抑制し、内水浸水被害を軽減するため、公園や学校として利用されている土地を含め、郡山市が雨水貯留浸透施設の整備を流域内の３箇所で検討を進めています。（素案32ページ） 公園や学校等の公共用地を活用した雨水貯留浸透施設については、技術的な設置可能性や設置による効果を検討し、浸水被害の軽減を図ってまいります。 また、民間施設に対しては、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度（設置費用の補助や固定資産税の軽減措置等。素案38ページ）の周知を図ってまいります。
7	P5	**安積橋の架け替え** 安積橋は堤防より低く、水位上昇時に通行止めになり越水被害の原因となるため、計画に「安積橋の架け替え」を明記すべき	御意見ありがとうございます。 安積橋については、阿武隈川本川からのバックウォーターが生じた際に通行止めとならないよう、橋梁部分からの越水を防ぐ対策を実施しております。
8	P5	**逢瀬橋～幕ノ内橋上流の整備事実の修正** 「逢瀬橋から国道49号（幕ノ内橋上流）まで住民との意見交換を行いながら整備した」との記載があるが、実際には意見交換や整備の事実はなく、東日本台風の越水被害原因となった。事実と異なるため、住民が納得できる表現に修正すべき。	御意見ありがとうございます。 素案5ページの「逢瀬橋から国道49号までの区間」に関する記述については、平成元年度（1989年度）に「ふるさとの川整備河川」に認定されたことを受けて実施した動植物の生息・生存に配慮した河川整備に関する記載です。（素案15ページにも記載しています。）
9	P16	計画素案において「河川の拡幅といった抜本的な河道改修は困難」「流域全体での雨水貯留浸透施設の整備などの貯める対策が必要」とされている点を踏まえ、県、市、企業、住民などの各主体が貯留施設に関わる取組（ハード・ソフト両面）を実践しやすい環境・配慮を整えてほしい。 具体的には、現状の計画にはない「1万㎥規模の貯留施設」といった柔軟な対応や、既存の補助金対応に留まらない法律・条例の緩和など、産学官住が一体となって住みよい街づくりを進めるための多角的な支援や緩和措置を求めている。	御意見ありがとうございます。 逢瀬川下流域は地形的に水害リスクが高く、家屋連たんのため抜本的な河道改修が困難なことから、下流への負荷を抑える「貯める対策」が極めて重要です。 本計画では、新設する公共施設での貯留浸透施設の整備や、民間事業者への優遇措置を伴う認定制度の周知、個人向け補助金による各戸貯留を促進します。 また、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可制度等により流出抑制を図ります。 今後も関係機関や地域住民、企業等と協働し、ハード・ソフト両面から多層的な流域治水を推進してまいります。
10	P17	「なお、浸水被害対策の実施にあたっては、「グリーンインフラ」を活用しながら、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、地域特性や土地利用の状況に十分配慮しながら、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを推進する。」の部分が主たる浸水被害対策と捉えられる恐れがあるため、４段落目の初めに「浸水被害対策として」と追記したうえで、上記「なお、浸水被害対策の実施にあたっては、」の部分を削除する、あるいは、上記「なお、…」を「加えて、実施にあたっては、「グリーンインフラ」を…」と修正するのがよいのでは。	御意見ありがとうございます。 御意見を参考に計画（素案）を修正してまいります。
11	P18	「引き続き推進・検討」の部分が64万㎥もあるが、4つの項目それぞれにどの場所でどの程度の貯水量を積算しているか明示しないと整備計画にならない。雨水貯留・排水対策6万㎥の目標が達成されたとするばらば雨水貯留については不十分。2日間雨量で示される台風の降雨量を想定した雨水貯留施設ではないため、設定的に総貯留量が不足している。浸水対策の基本的考え方・具体策・ 目指す数値等を【整備計画】に入れるべき。	御意見ありがとうございます。 「引き続き推進・検討」にある４項目のそれぞれの貯留量については、検討しているところであり、効果が確認された段階で、目標となる数値等を計画に反映して行きたいと考えております。

※オレンジ色着色は、計画に反映した意見

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
12	P22	**目標対象降雨の設定に対する疑問（気候変動考慮の基準見直し）** 目標降雨を「昭和61年8月洪水規模×1.1（184.4mm/日）」としているが、実際に発生した令和元年東日本台風の実績雨量（198.9mm/日）より少ないため、これでは東日本台風規模の雨が「想定外」になってしまう。 東日本台風の実績をベースに気候変動分を考慮した「198.9mm×1.1＝218.8mm/日」を目標降雨とすべき。 バックウォーターによる越水影響を考慮した内外水一体の氾濫解析モデルでなければ、浸水面積や氾濫量の試算に整合性が取れない。	御意見ありがとうございます。 総雨量ではなく、河川への負荷が最も大きくなる降雨パターン（ピーク雨量）を考慮して設定しております。 また、短時間に降雨が集中した場合は河川への流出量が増大するため、総雨量が小さくても浸水面積や氾濫量が大きくなる場合があります。 逢瀬川では、令和元年東日本台風と比較し、浸水面積や氾濫量が大きくなる昭和61年8月洪水規模×1.1を計画対象降雨としております。 また、氾濫解析モデルについては、阿武隈川のバックウォーター（外水）と下水道・内水排除（内水）が相互に及ぼす影響を考慮した内外水一体のシミュレーション手法を用いて浸水面積及び氾濫量を算出しております。
13	P22	③について、「浸水被害実績が最も大きい洪水　東日本台風」としたほうが、浸水の規模を認識しやすいのでは。	
14	P22	計画対象降雨を決める際に、総雨量ではなく、24時間雨量で比較した理由は何か。 浸水面積について、 ・整備計画規模(S61.8）の浸水解析：227ha ・S61.8の浸水実績：134.5ha ・令和元年東日本台風の浸水解析：161ha ・令和元年東日本台風の浸水実績：不明 河川整備を進めてきたのに、浸水面積が大きくなったように捉えられる。	
15	P22	令和元年東日本台風の氾濫量60万㎥は、阿武隈川からの越水を考慮していないのに、P18対策後に阿武隈川の河川整備35万㎥とある。越水を含んだ氾濫量でないと理由付けられないのでは。	御意見ありがとうございます。 阿武隈川の河川整備による対策量35万m3は、阿武隈川本川にて計画されている遊水地整備や河道掘削等の実施により、阿武隈川本川の水位が低下し、バックウォーターの影響が軽減されることに伴う、逢瀬川からの外水氾濫及び流域内での内水氾濫の減少（逢瀬川水位が低下することによる排水ポンプ運転時間の延長）による効果を示したものです。なお、これは阿武隈川左岸からの氾濫量の減少を示したものではありません。 この内容について、計画（案）に注釈を追記してまいります。
16	P22	河川整備が始まらないS61.8台風10号豪雨時の雨量と、河川整備が進んできた令和元年東日本台風の実際の雨量で浸水被害を比較出来るのか。	御意見ありがとうございます。 浸水被害の比較については、計画対象降雨を選定する際、３つの降雨について、それぞれ令和４年度末の河川整備状況を反映した河川の断面を用いて、氾濫量、氾濫面積のシミュレーションを行い、比較しております。 この内容について、計画（案）に注釈を追記してまいります。
17	P26	①　現整備計画の河川断面で184.4mm/1日の被害軽減が可能としているが、実績雨量198.9mm/1日でも可能と言えるのか不安である。 ②　目標降雨を198.9mm×1.1倍（218.8mm）とした方が分かりやすい。 ③　バックウォーター時は目標流量520㎥/sの達成は困難であり、それを加味した計画にすべきである。 ④　阿武隈川上流遊水地群の完了が2033年度に遅れる中、バックウォーターの影響は続くため、住民にとっては実際の降雨に対応できるかが重要である。	御意見ありがとうございます。 ①東日本台風と比較し、河川への負荷が大きい（浸水面積が広く、氾濫量が多い）昭和61年8月洪水規模×1.1（計画対象降雨）の降雨について、現行の河川整備計画に基づく逢瀬川の整備及び阿武隈川本川の整備（河道掘削や遊水地群の整備）が完了した場合においては浸水被害が軽減することをシミュレーションで確認しているため、令和元年東日本台風の降雨の場合でも浸水被害の軽減が見込まれます。 ②逢瀬川では、令和元年東日本台風と比較し、浸水面積や氾濫量が大きくなる昭和61年8月洪水規模×1.1を計画対象降雨としております。 ③バックウォーター対策については、必要な堤防整備は完了しております。 ④事業完了までの間も、堆積した土砂の撤去や伐木、排水ポンプ車の配備等を実施し、地域の水害リスク低減に努めます。

※オレンジ色着色は、計画に反映した意見

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
18	P26	**河川の適切な維持管理（伐木・浚渫）の明記** 流下能力を落とさないよう、計画に「定期的に伐木、浚渫、河道掘削等を行うとともに、効率的な整備を進めていく」との文言を明記すべき。	御意見ありがとうございます。 河川の流下能力を維持するためには、河川に堆積した土砂の撤去や伐木などの適切な維持管理を継続的に行うことが不可欠です。 御意見を参考に、素案26ページ（第4章第1節「県が行う河川整備」及び第2節「市が行う河川整備」）において、「河川に堆積した土砂の撤去や伐木等の適切な維持管理を行う」と追記し、計画（素案）を修正してまいります。
19	P26	県が行う河川の整備は植物が生育するような護岸ブロックが採用されているのに対し、市が行う河川の整備は植物の生育できないコンクリート護岸で、またサイクリングロード（川に沿った道路）も防草シートで覆われ植物がほとんどない状態になっています。P5（「動植物の生息・ 生育に配慮した河川整備が行われた」）やP15（「逢瀬橋上流から国道 49 号区間にて、川の特性に応じた３つのゾーンを設定し、動植物の生息・生育に配慮した河川整備が行われた。」）にあるような動植物の生息・ 生育に配慮した河川整備が行われたようには感じられません。 植物が見られないため道路と防草シートの境目が同色でやや認識しづらく自転車の転落事故の危険性が増すようにも思います。 防草シートの下は植物の根が張らずに乾燥した砂地になり地盤が弱くなったりしないものかも心配です。 また、植物が生育していないことによる気温上昇、温暖化への影響も心配です。	御意見ありがとうございます。 県管理河川においては、治水による河川沿川地域の安全を最優先としつつ、環境に配慮した河川整備に努めてまいります。 堤防上の舗装は、越水による堤防の浸食を防ぐために実施しておりますが、必要に応じて区画線の設置を検討してまいります。 防草シートは適切な施工を行っており、堤防の安定性には影響しないものと認識しております。 本計画では、水田貯留（「田んぼダム」）や上流域での森林整備といったグリーンインフラの活用を含めて流域治水に取り組むこととしております。
20	P27	①　河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備について「必要に応じて検討」としているが、実績雨量 198.9㎜/1日でも被害軽減が可能か検討した結果を教えてほしい。 ②　P18の「引き続き推進・検討」の64万㎥や、貯留機能保全区域の指定、遊水地整備、保全調整池の指定等を取り急ぎ実施すべきである。	御意見ありがとうございます。 ①河川への負荷が最も大きい昭和61年8月洪水規模×1.1（計画対象降雨）を想定し、現行の阿武隈川水系郡山圏域河川整備計画に基づく逢瀬川の整備及び阿武隈川本川の整備（河道掘削や遊水地群の整備）が完了した場合においては浸水被害が軽減するとシミュレーションで確認しているため、令和元年東日本台風の降雨の場合でも浸水被害の軽減が見込まれます。 ②田んぼダムの取組や、ため池の活用を進めるとともに、雨水浸透貯留施設の技術的な設置可能性や設置による効果を検討してまいります。また、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定については、計画（素案）の第11章に指定の方針を定めており、今後の降雨量増加に対応するため、関係部局（河川、下水道、都市計画、農林、防災等）が緊密に連携し、地域の合意形成を図りながら、段階的な指定に取り組んでまいります。
21	P28	素案P16に記載された河川の課題は、阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから「ためる」対策が必要であると記載されているが、P28～P30はP16の課題を解決するものではなく、河川の水位が上がらないゲリラ豪雨に対応する「郡山市ゲリラ豪雨対策９年プラン」を実施する内容であり、台風により広範囲に大雨が降り阿武隈川の水位が上昇したときの治水対策が欠落している。 なお、郡山市市議会議事録とこの計画（素案）の現状課題との整合性に矛盾があることから、住民意見を踏まえ抜本的に見直しすべきである。	御意見ありがとうございます。 本計画の「河川水位が上昇すると内水排除が困難になる」という下水道の課題については、阿武隈川本川の整備（河道掘削や遊水地群の整備）や、沿川の土地の遊水・貯留機能の保全により、気候変動を踏まえた降雨（計画対象降雨）に対して、逢瀬川水位が低下するため、下水道の課題は解決される見込みです。 今後も下水道管理者は河川管理者と連携し、本計画を踏まえ、「郡山市公共下水道雨水管理総合計画」の定期的な点検・見直しを行いながら、内水による浸水被害を防止・軽減するため、管渠の整備や排水ポンプの増強などの対策を実施してまいります。 なお、「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」に基づく貯留管および調整池の整備は、令和5年度までに完了しております。
22	P31	河川管理者や下水道管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備を優先してください。	御意見ありがとうございます。 公園や学校等の公共用地を活用した雨水貯留浸透施設については、技術的な設置可能性や設置による効果を検討し、浸水被害の軽減を図ってまいります。

※オレンジ色着色は、計画に反映した意見

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
23	P34	**「ため池治水活用」の効果への疑問と見直し** 人の命と農業振興のどちらが大切なのか。ため池の治水活用について、以前は、大雨が予測される際に事前放流によりため池の水位を下げたと郡山市が発信していたが、現在は「必要に応じて検討する」と表現が後退（消極化）している。	御意見ありがとうございます。 ため池の治水活用については、営農（利水容量の確保）に配慮しつつも、大雨が予測される際の事前放流や放流口の改修などを推進してまいります。
24	P35	**「田んぼダム」の効果への疑問と見直し** 逢瀬川は阿武隈川からのバックウォーターが主因で越水するため、上流部に田んぼダムを設置しても効果が乏しいことから、計画の見直しが必要。 水害は稲刈り期（9～10月）に発生するが、この時期は落水して水田を乾かすため、田んぼダムは機能しない（令和元年東日本台風時も稲わらが腐敗し、災害廃棄物となった）。	御意見ありがとうございます。 逢瀬川流域の水害は阿武隈川からのバックウォーター（背水）影響が主因の一つですが、上流部からの急激な雨水流出を抑制することは、流域全体の水位上昇を抑え、内水排除を円滑にするために極めて有効です。 稲刈り期（9～10月）における「田んぼダム」の運用限界については、福島県が策定した「田んぼダム技術マニュアル（令和8年3月）」に基づき、営農に支障のない範囲での適切な流出量調整器具の運用や普及啓発に努めます。
25	P35	①　田んぼダムの取組は有効であるが、開成山排水区にはため池や水田がなく、計画対象降雨時の氾濫量120万㎥の約半分がこれからの田んぼダムの推進・検討に委ねられているのは不安である。 ②　「排水桝・水位調整板当設置」、「田んぼダム実施エリアの図」などを入れることで、整備状況が分かりやすくなり、推進に繋がる。	御意見ありがとうございます。 田んぼダムは、上流・中流部の集水域（水田エリア）において雨水を一時的に貯留し、下流（市街地部）への急激な雨水流出を抑制する（ピークカット）ために極めて有効な流域対策です。市街地自体に水田がなくても、流域全体で流出を抑制することで下流の浸水被害軽減に寄与します。 御意見につきましては、今後の計画策定の参考とさせていただきます。
26	P36	①　既存の雨水貯留浸透施設について、個人住宅等の各戸貯留が普及しない現状がある中、既存機能の保全に努めるだけでは不十分である。 ②　ゲリラ豪雨対策の調整池や貯留管を合わせても6万㎥（氾濫量の5%）にしかならず、大雨対策の雨水貯留浸透施設が絶対的に必要である。	御意見ありがとうございます。 ①個人住宅等における雨水貯留タンクや雨水浸透桝、浄化槽転用などの各戸貯留については、普及に向けた課題を認識しており、郡山市の雨水活用補助金制度などの支援策について、さらなる広報や周知活動を強化し、住民の皆様の参画を促します。 ②下水道整備等による6万㎥の対策に加え、公共施設における雨水貯留浸透施設の整備（桑野調整池、柏山調整池、六角調整池など計8,400㎥の計画等）に向けた検討を進めます。 また、これらハード整備に加え、田んぼダムやため池の治水活用などにより、流域全体での貯留能力の向上を図ってまいります。
27	P39	**排水ポンプ場・樋門の運転調整ルールの策定** 平成12年の東海豪雨を受けた国通知から25年が経過しており、「運転調整ルールの策定を検討する」という記載は適切ではない。具体的な運転調整ルールについて、住民に納得のいく説明を行い、計画に明記すべき。	御意見ありがとうございます。 河川水位に応じた運転調整ルール（外水被害の防止と内水排除のバランス）の策定を進めてまいります。 ルール策定にあたっては、関係機関（国・県・市・土地改良区等）の緊密な連携のもと、操作基準や連絡体制を明確にし、あらかじめ地域住民の皆様へ丁寧な説明を行ったうえで計画を変更する際に反映してまいります。

※オレンジ色着色は、計画に反映した意見

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
28	P39	①　「ポンプ施設の運転調整ルール」だけでなく、樋門・樋管を含む「ポンプ施設運転調整ルール（樋門、樋管を含む）」と表記した方が実態を掴みやすい。 ②　令和元年東日本台風の経験があるにもかかわらず、ルール化（ポンプ施設の運転調整）ができないのは理解できない。（素案）に検討結果を計画に載せるべきである。 ③　郡山駅周辺の両岸で浸水が見られるため、被害を大きくしないための運転調整（閉める）は必要である。 ④　閉めることで行き場を失った雨水（内水）を貯留するため、氾濫域だけでなく、集水域でも雨水貯留浸透施設を整備し、流域全体で浸水被害を最小限に食い止めるべきである。	御意見ありがとうございます。 ①御意見のとおり、内水排除ポンプの運転と樋門・樋管の操作は密接に関連しているため、御意見を参考に計画（素案）を修正してまいります。 ②排水ポンプの運転調整ルールの検討結果や基本的な考え方については、あらかじめ住民の皆様へ説明し社会的合意を得ることが重要であるため、丁寧な説明を行い、今後、計画を変更する際に反映してまいります。 なお、排水樋門については、洪水時の河川水位に応じた樋門ゲートの開閉に係る操作要領を策定済みであるため、計画（素案）を修正してまいります。 ③洪水時に河川水位が上昇した際、内水排除ポンプを運転し続けると外水氾濫（河川からの越水・決壊）を助長する恐れがある一方、ポンプを停止（または樋門を閉鎖）すると内水氾濫（市街地側の浸水）が生じるというリスクがあります。 このため、人命救助や被害最小化を目的とした「運転調整ルール」の策定に向けて、下水道管理者（郡山市）と河川管理者（福島県）が連携して検討を進めております。 ④ポンプ運転調整に伴う内水浸水リスクに対しては、御意見のとおり、集水域における雨水貯留浸透施設の整備や、一時的に雨水を貯留して水が引いた後にゆっくり流す「流域治水」の取組を一体的に進めることが不可欠であり、ハード・ソフト両面から対策を推進します。
29	P40	**排水ポンプ場・樋門の計画への明記** 阿武隈川流域の地図を追加し、国・県・市・土地改良区等が管理するすべての排水ポンプ場および排水樋門（愛宕川救急内水排水機場、古坦、梅田、横塚、古川など）の場所を計画に明記すべき。	御意見ありがとうございます。 逢瀬川流域内に設置している排水ポンプ場（梅田、横塚）の位置を素案40ページに記載しております。 また、流域内の排水樋門の位置を追記いたします。
30	P41	**土地利用規制に対する反対・見直し** 河川管理者や下水道管理者の具体的な解決策（雨水貯留施設整備等）が示されないまま、住民の財産権を侵害する土地利用の制約（立地適正化計画の居住誘導区域等の設定）を先行することに反対。 郡山市が住民合意のないまま下水道工事を強行したことが原因であり、不動産価値の低下を招く規制には納得できない。	御意見ありがとうございます。 特定都市河川浸水被害対策法に基づく土地利用規制や立地適正化計画における防災指針との連携は、気候変動に伴う将来の甚大な水害リスクから住民の皆様の生命・身体・財産を守るための多層的な対策の一環です。 行政としては、下水道や河川のハード整備を着実に進めつつ、ハード整備だけでは防ぎきれない想定外の豪雨に対して被害を最小化するために土地利用のあり方を検討しております。 特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の指定による土地利用規制の導入にあたっては、住民の皆様や地域経済への影響に十分配慮し、具体的な治水対策の進捗状況を丁寧に示しながら合意形成を図ってまいります。

※オレンジ色着色は、計画に反映した意見

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
31	P43	貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定方針について、P18の「引き続き推進・検討」の具体策（数値目標や時期等）が明らかにならないと説明ができない。	御意見ありがとうございます。 貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定にあたっては、地域の意見を丁寧に聞きながら、関係者の意向を踏まえるとともに、土地所有者の同意が必要となるため、現時点で一律に時期や数値を確定することは困難ですが、今後の降雨量増加や気候変動を見据え、関係機関が緊密に連携して具体的な指定区域の検討や地元説明を進めてまいります。
32	P45	**計画書内の写真の変更** 45ページの「図上の訓練の様子（県）」の写真が西会津のものである。逢瀬川流域で実施した防災講習会や訓練の写真に変更すべき。	御意見ありがとうございます。 御意見の写真について、郡山市内で実施された訓練写真への差し替えを行います。
33	P52	**開成山排水樋門・赤木排水樋門への河川カメラ設置** これまでの逢瀬川の堤防建設に係る説明会において、開成山排水樋門からの雨水排水や赤木排水樋門の操作が論点になっている。逆流 の有無や開閉操作状況を住民がスマートフォン等でリアルタイムに閲覧できるよう、河川カメラを設置することを計画に記載すべき。	御意見ありがとうございます。 樋門の開閉状況や河川水位のリアルタイムな情報公開は、住民の皆様の迅速な避難判断や安心感につながる極めて有効なソフト対策です。 県では河川監視カメラの設置を進めており、今後、市の要望等を確認しながら、設置箇所の拡大に取り組んでまいります。
34	P53	**阿武隈川本川の整備効果の明記と合同住民説明会の開催要望** 阿武隈川上流遊水地群の整備完了が5年遅れ（2033年度）となる中、バックウォーター対策としての実効性を検証するため、「阿武隈川の水位が1m低下する」根拠資料を提示すべき。 滑川狭窄部の河道掘削量など、具体的な整備内容を計画に明記すべき。 国（国土交通省）、福島県、郡山市が連携し、住民の要望を踏まえた合同治水対策説明会を逢瀬川流域で再度開催すべき。	御意見ありがとうございます。 阿武隈川本川の整備（河道掘削や遊水地群の整備）は、逢瀬川のバックウォーター対策に直結する極めて重要な事業と認識しております。 阿武隈川上流遊水地群の効果及び緊急治水対策プロジェクトによる河道掘削の進捗状況につきましては、福島河川国道事務所ホームページで公表しております。 【遊水地群の効果】 https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/usuichi_faq/1-1-1_sisetugaiyou.pdf 【阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの進捗状況】 https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/abupro/yusui/pdf/r8_kinnpurosityoku.pdf 引き続き、国と連携しながら情報発信に努めてまいります。
35	P53	①　「河道掘削を引き続き推進する」を、「引き続き長期計画を立てて目標流量を達成するように取り組む」と表記すべきである。 ②　阿武隈川上流遊水地群の運用開始が5年遅れの2033年度になったが、計画的に事業を進めてほしい。	御意見ありがとうございます。 ①阿武隈川の河川整備（大臣管理区間）につきましては、阿武隈川水系河川整備計画【大臣管理区間】（令和7年12月変更）に基づき、令和７年（2025年）度から概ね30年間で整備を進めるものとしております。 なお、本計画は阿武隈川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標となります。 引き続き、国とも連携しながら河川整備を進めてまいります。 ②阿武隈川上流遊水地群の整備については、令和15年度の完成を目指して、国とも連携しながら引き続き事業を進めてまいります。

※オレンジ色着色は、計画に反映した意見

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
36	P58	令和元年東日本の降雨量198.9㎜/日や、その1.1倍の218.8㎜/日の降雨の場合の氾濫被害抑制策について、協議会で早急に検討・協議し、具体的な取組が見える計画（素案）を再作成して住民に説明してほしい。	御意見ありがとうございます。 計画対象降雨を超える「想定し得るあらゆる降雨」に対しても、被害をできるだけ抑制し、人命を守るための対策は極めて重要です。 本計画では、ハード整備の限界を考慮し、第12章や第13章において、防災教育の充実、ワンコイン浸水センサの設置による情報迅速化、ハザードマップの周知、避難体制の強化、排水ポンプ車の効果的運用などのソフト対策を計画素案に記載しております。 今後も協議会において実効性の高い計画策定に向けた協議を実施し、具体的な取組が住民の皆様に見えるよう、丁寧な情報発信に努めてまいります。

谷田川流域水害対策計画（素案）に対する県民意見一覧

参考資料１－３

※オレンジ色着色は、計画に反映した意見

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
1	全体	**パブリックコメント（意見募集）の進め方への疑義** 募集締め切り日のわずか6日前（7月15日）に説明会を開催するのは誠意がない。 説明会から締め切りまでの期間が短く、住民の意見を反映させる意思が感じられない。	御意見ありがとうございます。 本計画のパブリック・コメント及び説明会については、6月19日付けで流域内の各町内会でのチラシ回覧や、県及び市のホームページ掲載による周知を行い、１か月程度の意見募集期間を確保していたことに加え、説明会でも御意見を伺うこととしていたことから、お住まいの皆様からの御意見を十分いただくことが可能と考えておりました。 今後、説明会を開催する際は、関係機関と調整のうえ、最適な開催時期を検討してまいります。
2	全体	**公聴会の開催要求** 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、住民の意見を反映させる法的拘束力を確保し、将来の水害時の責任所在を明確にするため、公聴会を開催すべき。	御意見ありがとうございます。 公聴会とは、重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する場合に、利害関係者、学識経験者等から意見を聴くために開く会合をいいます。 今回の説明会は、本計画の説明を行う場ですが、計画への反映を目的として、御参加いただいた皆様の御意見を聴くことも併せて行っておりますので、公聴会に準じていると考えております。
3	全体（P26, P30）	**旧豊田貯水池の雨水貯留施設としての利活用** 旧豊田貯水池を洪水調整池に活用することが見送られた経緯について、住民説明会を開催すべき。	御意見ありがとうございます。 旧豊田貯水池の利活用につきましては、開成山排水区における雨水流出抑制の観点から貴重なご提案として受け止めておりますが、跡地利用の方針が決まっていない状況であります。 このことから、「郡山市旧豊田貯水池利活用検討推進本部会議」と本要望について共有させていただきます。
4	全体（P26, P30）	**流域内の公共施設や民間地地下等を利用した雨水貯留施設の整備** 住民に土地利用制約を課す前に、行政（国・県・市）が連携して以下の場所に雨水貯留施設を整備すべき。 ①福島県合同庁舎跡地の地下 ②公立学校の校庭の地下（校庭貯留） 東日本台風から７年経過しているが、未だに「検討する」「努める」では、不十分。	御意見ありがとうございます。 河川への急激な雨水流出を抑制し、内水浸水被害を軽減するため、公園や学校等の公共用地を活用した雨水貯留浸透施設については、技術的な設置可能性や設置による効果を検討し、浸水被害の軽減を図ってまいります。 また、民間施設に対しては、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度（設置費用の補助や固定資産税の軽減措置等。素案36ページ）の周知を図ってまいります。
5	P14	計画素案において「河川の拡幅といった抜本的な河道改修は困難」「流域全体での雨水貯留浸透施設の整備などの貯める対策が必要」とされている点を踏まえ、県、市、企業、住民などの各主体が貯留施設に関わる取組（ハード・ソフト両面）を実践しやすい環境・配慮を整えてほしい。 具体的には、現状の計画にはない「1万㎥規模の貯留施設」といった柔軟な対応や、既存の補助金対応に留まらない法律・条例の緩和など、産学官住が一体となって住みよい街づくりを進めるための多角的な支援や緩和措置を求めている。	御意見ありがとうございます。 谷田川下流域は地形的に水害リスクが高く、家屋連たんのため抜本的な河道改修が困難なことから、下流への負荷を抑える「貯める対策」が極めて重要です。 本計画では、新設する公共施設での貯留浸透施設の整備や、民間事業者への優遇措置を伴う認定制度の周知、個人向け補助金による各戸貯留を促進します。 また、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可制度等により流出抑制を図ります。 今後も関係機関や地域住民、企業等と協働し、ハード・ソフト両面から多層的な流域治水を推進してまいります。

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
6	P24	県が行う河川の整備は植物が生育するような護岸ブロックが採用されているのに対し、市が行う河川の整備は植物の生育できないコンクリート護岸で、またサイクリングロード（川に沿った道路）も防草シートで覆われ植物がほとんどない状態になっています。P5（「動植物の生息・ 生育に配慮した河川整備が行われた」）やP15（「逢瀬橋上流から国道 49 号区間にて、川の特性に応じた３つのゾーンを設定し、動植物の生息・生育に配慮した河川整備が行われた。」）にあるような動植物の生息・ 生育に配慮した河川整備が行われたようには感じられません。 植物が見られないため道路と防草シートの境目が同色でやや認識しづらく自転車の転落事故の危険性が増すようにも思います。 防草シートの下は植物の根が張らずに乾燥した砂地になり地盤が弱くなったりしないものかも心配です。 また、植物が生育していないことによる気温上昇、温暖化への影響も心配です。	御意見ありがとうございます。 県管理河川においては、治水による河川沿川地域の安全を最優先としつつ、環境に配慮した河川整備に努めてまいります。 堤防上の舗装は、越水による堤防の浸食を防ぐために実施しておりますが、必要に応じて区画線の設置を検討してまいります。 防草シートは適切な施工を行っており、堤防の安定性には影響しないものと認識しております。 本計画では、水田貯留（「田んぼダム」）や上流域での森林整備といったグリーンインフラの活用を含めて流域治水に取り組むこととしております。
7	P28	素案P14に記載された河川の課題は、阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから「ためる」対策が必要であると記載されているが、P27～P28はP14の課題を解決するものではなく、河川の水位が上がらないゲリラ豪雨に対応する「郡山市ゲリラ豪雨対策９年プラン」を実施する内容であり、台風により広範囲に大雨が降り阿武隈川の水位が上昇したときの治水対策が欠落している。 なお、郡山市市議会議事録とこの計画（素案）の現状課題との整合性に矛盾があることから、住民意見を踏まえ抜本的に見直しすべきである。	御意見ありがとうございます。 本計画の「 河川水位が上昇すると内水排除が困難になる」という下水道の課題については、阿武隈川本川の整備（河道掘削や遊水地群の整備）や、沿川の土地の遊水・貯留機能の保全により、気候変動を踏まえた降雨（計画対象降雨）に対して、逢瀬川水位が低下するため、下水道の課題は解決される見込みです。 今後も下水道管理者は河川管理者と連携し、本計画を踏まえ、「郡山市公共下水道雨水管理総合計画」の定期的な点検・見直しを行いながら、内水による浸水被害を防止・軽減するため、管渠の整備や排水ポンプの増強などの対策を実施してまいります。 なお、「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」に基づく貯留管および調整池の整備は、令和5年度までに完了しております。
8	P29	河川管理者や下水道管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備を優先すべき。	御意見ありがとうございます。 公園や学校等の公共用地を活用した雨水貯留浸透施設については、技術的な設置可能性や設置による効果を検討し、浸水被害の軽減を図ってまいります。
9	P32	**「ため池治水活用」の効果への疑問と見直し** 人の命と農業振興のどちらが大切なのか。ため池の治水活用について、以前は、大雨が予測される際に事前放流によりため池の水位を下げたと郡山市が発信していたが、現在は「必要に応じて検討する」と表現が後退（消極化）している。	御意見ありがとうございます。 ため池の治水活用については、営農（利水容量の確保）に配慮しつつも、大雨が予測される際の事前放流や放流口の改修などを推進してまいります。
10	P33	**「田んぼダム」の効果への疑問と見直し** 阿武隈川からのバックウォーターが主因で越水するため、上流部に田んぼダムを設置しても効果が乏しいことから、計画の見直しが必要。 水害は稲刈り期（9～10月）に発生するが、この時期は落水して水田を乾かすため、田んぼダムは機能しない（令和元年東日本台風時も稲わらが腐敗し、災害廃棄物となった）。	御意見ありがとうございます。 逢瀬川流域の水害は阿武隈川からのバックウォーター（背水）影響が主因の一つですが、上流部からの急激な雨水流出を抑制することは、流域全体の水位上昇を抑え、内水排除を円滑にするために極めて有効です。 稲刈り期（9～10月）における「田んぼダム」の運用限界については、福島県が策定した「田んぼダム技術マニュアル（令和8年3月）」に基づき、営農に支障のない範囲での適切な流出量調整器具の運用や普及啓発に努めます。

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え
11	P37	**排水ポンプ場・樋門の運転調整ルールの策定** 平成12年の東海豪雨を受けた国通知から25年が経過しており、「運転調整ルールの策定を検討する」という記載は適切ではない。具体的な運転調整ルールについて、住民に納得のいく説明を行い、計画に明記すべき。	御意見ありがとうございます。 河川水位に応じた運転調整ルール（外水被害の防止と内水排除のバランス）の策定を進めてまいります。 ルール策定にあたっては、関係機関（国・県・市・土地改良区等）の緊密な連携のもと、操作基準や連絡体制を明確にし、あらかじめ地域住民の皆様へ丁寧な説明を行ったうえで計画を変更する際に反映してまいります。
12	P38	**排水ポンプ場・樋門の計画への明記** 阿武隈川流域の地図を追加し、国・県・市・土地改良区等が管理するすべての排水ポンプ場および排水樋門（愛宕川救急内水排水機場、古坦、梅田、横塚、古川など）の場所を計画に明記すべき。	御意見ありがとうございます。 谷田川流域内に設置している排水ポンプ場（水門町、石塚）の位置を素案38ページに記載しております。 また、流域内の排水樋門の位置を追記いたします。
13	P53	**阿武隈川本川の整備効果の明記と合同住民説明会の開催要求** 阿武隈川上流遊水地群の整備完了が5年遅れ（2033年度）となる中、バックウォーター対策としての実効性を検証するため、「阿武隈川の水位が1m低下する」根拠資料を提示すべき。 滑川狭窄部の河道掘削量など、具体的な整備内容を計画に明記すべき。 国（国土交通省）、福島県、郡山市が連携し、住民の要望を踏まえた合同治水対策説明会を谷田川流域で再度開催すべき。	御意見ありがとうございます。 阿武隈川本川の整備（河道掘削や遊水地群の整備）は、谷田川のバックウォーター対策に直結する極めて重要な事業と認識しております。 阿武隈川上流遊水地群の効果及び緊急治水対策プロジェクトによる河道掘削の進捗状況につきましては、福島河川国道事務所ホームページで公表しております。 【遊水地群の効果】 https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/usuichi_faq/1-1-1_sisetugaiyou.pdf 【阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの進捗状況】 https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/abupro/yusui/pdf/r8_kinnpurosintyoku.pdf 引き続き、国とも連携しながら情報発信に努めてまいります。

整理番号	ページ	意見（要約）	協議会の考え

【参考】谷田川で意見は出ていないが、逢瀬川の意見を踏まえて、計画に反映する事項

整理番号	ページ	意見（**逢瀬川**）	協議会の考え
参考1	P17	「なお、浸水被害対策の実施にあたっては、「グリーンインフラ」を活用しながら、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、地域特性や土地利用の状況に十分配慮しながら、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを推進する。」の部分が主たる浸水被害対策と捉えられる恐れがあるため、４段落目の初めに「浸水被害対策として」と追記したうえで、上記「なお、浸水被害対策の実施にあたっては、」の部分を削除する、あるいは、上記「なお、…」を「加えて、実施にあたっては、「グリーンインフラ」を…」と修正するのがよいのでは。	御意見ありがとうございます。 御意見を参考に計画（素案）を修正してまいります。
参考2	P20	令和元年東日本台風の氾濫量60万㎥は、阿武隈川からの越水を考慮していないのに、P22対策後に阿武隈川の河川整備35万㎥とある。越水を含んだ氾濫量でないと理由付けられないのでは。	御意見ありがとうございます。 阿武隈川の河川整備による対策量35万m3は、阿武隈川本川にて計画されている遊水地整備や河道掘削等の実施により、阿武隈川本川の水位が低下し、バックウォーターの影響が軽減されることに伴う、谷田川からの外水氾濫及び流域内での内水氾濫の減少（谷田川水位が低下することによる排水ポンプ運転時間の延長）による効果を示したものです。なお、これは阿武隈川右岸からの氾濫量の減少を示したものではありません。 この内容について、計画（案）に注釈を追記してまいります。
参考3	P20	河川整備が始まらないS61.8台風10号豪雨時の雨量と、河川整備が進んできた令和元年東日本台風の実際の雨量で浸水被害を比較出来るのか。	御意見ありがとうございます。 浸水被害の比較については、計画対象降雨を選定する際、３つの降雨について、それぞれ令和４年度末の河川整備状況を反映した河川の断面を用いて、氾濫量、氾濫面積のシミュレーションを行い、比較しております。 この内容について、計画（案）に注釈を追記してまいります。
参考4	P24、P25	**河川の適切な維持管理（伐木・浚渫）の明記** 流下能力を落とさないよう、計画に「定期的に伐木、浚渫、河道掘削等を行うとともに、効率的な整備を進めていく」との文言を明記すべき。	御意見ありがとうございます。 河川の流下能力を維持するためには、河川に堆積した土砂の撤去や伐木などの適切な維持管理を継続的に行うことが不可欠です。 御意見を参考に、素案24～25ページ（第4章第1節「県が行う河川整備」及び第2節「市が行う河川整備」）において、「河川に堆積した土砂の撤去や伐木等の適切な維持管理を行う」と追記し、計画（素案）を修正してまいります。
参考5	P42	**計画書内の写真の変更** 42ページの「図上の訓練の様子（県）」の写真が西会津のものである。逢瀬川流域で実施した防災講習会や訓練の写真に変更すべき。	御意見ありがとうございます。 御意見の写真について、郡山市内で実施された訓練写真への差し替えを行います。